

令和4年3月3日

令和4年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年3月 3日 開会

令和4年3月17日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年3月3日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教 育 課 長	新島 和貴君	病院事務長	岡野 敏行君

令和4年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和4年3月3日(木)
午前10時00分 開会・開議

会期 令和4年3月3日～3月17日(15日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	5番 木村 圭 議員 会議録署名議員の指名 6番 大澤 由香里 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ及び施政方針表明	—
6	議案第 1号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号))	原案承認
7	議案第 2号	奥多摩町過疎地域持続的発展計画(令和3年度から令和7年度)の策定について	原案可決
8	議案第 3号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 4号	奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 5号	奥多摩町スポーツ広場等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 6号	非常勤職員の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7号	奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第 9号	町道路線の廃止	原案可決
15	議案第 10号	町道路線の認定について	原案可決
16	議案第 11号	奥多摩町福祉会館の指定管理の指定について	原案可決

17	議案第 12 号	古里診療所の指定管理者の指定について		原案可決
18	議案第 13 号	大沢国際釣場の指定管理者の指定について		原案可決
19	議案第 14 号	丹縄亭の指定管理者の指定について		原案可決
20	議案第 15 号	奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定について		原案可決
21	—	陳情の受付について	陳情第 1 号	経済厚生常任 委員会付託

(午後 2 時 34 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 4 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番、木村圭議員

6 番、大澤由香里議員

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 24 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告を願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 令和 4 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 24 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります。本日 3 月 3 日から 3 月 17 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります。配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、本会議について、本日 3 日の本会議であります。議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 31 件であります。本日及び 7 日の 2 日間で審議をいたします。

次に、3 月 9 日は、本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 3 名ですが、その内容についての通告を 4 日金曜日の午後 5 時までに提出されるようよろしくお願いいたします。

また、9 日は、常任委員会に付託し、審査が行われた陳情についての採決も行います。

次に、3 月 17 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた令和 4 年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の全 8 議案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審

議した後、町長に挨拶をいただき、閉会する予定でございます。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が1件と報告されましたので、3月7日、本会議終了後、経済厚生常任会を開催し、審査をお願いいたします。

なお、陳情について9日に採決と決せられた場合には、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出についての採決を行います。

次に、予算特別委員会は、3月11日に開会し、令和4年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月15日に予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配布してございます提出案件及び上程別、採決別一覧表をご覧ください。

議案第1号から議案第8号までの各議案については、それぞれ単独上程の上、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第9号、議案第10号については、関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第11号から2ページの議案第15号までの指定管理者の指定につきましては、関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

本会議第1日目の本日3月3日は、この議事をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目、来週の7日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

提出案件及び上程別、採決別一覧表の2ページをご覧ください。

議案第16号から議案第23号までの令和3年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の補正予算の8議案につきましては、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

はじめに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、3ページをご覧ください。議案第24号から議案第31号までの令和4年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の当初予算の8議案については、一括上程とし、議長を除く議員11名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定であります。

最後に、会期中に町長提出議案「奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについ

て」が上程される予定でございます。この議案については、予算特別委員会2日目の15日、予算特別委員会終了後に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定でございます。

以上が本定例会の会期日程と議案等の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果でございます。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会にあたり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） おはようございます。令和4年第1回奥多摩町議会定例会にあたりまして、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年は、町民皆様からの負託を受け、町政を担うこととなってから3年目を迎える年となります。町民皆様、議員皆様には、これまでのご支援とご協力に対しまして、この場をお借りいたしまして心より感謝を申し上げます。

これまで町では、令和元年10月の台風第19号による災害の爪跡が現在も引き続き残る中、ワサビ田をはじめとする広範な災害復旧事業に加え、日本のみならず、全世界を襲っ

た新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組んでまいりました。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、国内での感染が確認されてから2年以上が経過いたしました。いまだ収束せず、今後も厳しい状況が続いていくものと思われまますが、町民皆様の健康を第一に考え、引き続き関係機関と連携を図りながら取り組んでいくとともに、私を先頭に、職員一同、町民皆様に寄り添いながら地道に一步一步堅実な町政の進展を図ってまいり所存であります。

新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、町民皆様、議員皆様並びに事業者皆様に感染予防、感染拡大防止へのご理解、ご協力をいただいておりますが、昨年末から全国でオミクロン株による感染が拡がり、国及び東京都は、新規感染者状況や医療提供体制を踏まえ、1月21日から2月13日までをまん延防止等重点措置期間としたものの、感染拡大が続く中、この6日まで期間を延長している状況であります。

町におきましても年明け以降、町民の方の感染が続いており、罹患された方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご快復をお祈りいたします。

町民の方の感染がこのまま増加すれば、町内の行動だけでも感染し、感染経路が追いきれない市中感染に繋がりがねない状況であり、無症状もある中で、誰もが感染者、濃厚接触者となる可能性があり、感染リスクは非常に高まっていることから、東京都の対応を踏まえ、引き続き感染予防、感染拡大防止を図るため、一部の町施設において使用を中止し、町民皆様には不要不急の外出自粛の徹底、また、急用で外出する際には、混雑を避け、感染予防対策を徹底し、ご自身が感染しない、そして、ご家族や職場の仲間に感染させない、このことを再認識していただくよう呼びかけてきたところであります。

この間、医療をはじめ、介護、障害、保育などの福祉サービス従事者や事業者の皆様には、感染防止に徹して日夜業務にあたられていることに対しまして敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

また、エッセンシャルワーカーや感染された方々並びにそのご家族等への不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権侵害や風評被害等はありません。町といたしましては引き続き正確な情報を提供するとともに、一人一人の冷静な判断と行動をお願いしてまいります。

この約2年にわたり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、様々な措置が適用され、行動制限が求められる中、町民皆様、事業者皆様には感染予防、感染拡大防止へのご協力をいただき、町では、様々な対策を実施してまいりました。昨年の春以降では、感染症の影響に伴い、打撃を受けた地域経済の低迷に対し、地域振興に資することを目的とし

て住民向けの地域応援券事業第2弾を実施したところであり、更には町内の中小企業者及び個人事業主に対し、事業継続を支援することを目的として事業継続応援金第2弾の給付を実施しております。

また、感染症の影響が長期化する中、国の支援策としまして子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から子育て世帯への臨時特別給付金を支給するとともに、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を実施しております。

なお、事業継続応援金第2弾及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の関連予算につきましては、いずれの事業も早期の実施を図る必要があったため、令和3年度一般会計補正予算（第4号）として1月13日付で専決処分をさせていただきましたので、本議会に上程し、ご確認をお願いすることとなります。議員皆様のご理解をお願い申し上げます。

次に、昨年7月に静岡県熱海市において発生した大規模な土石流災害では、多くの人命と財産が失われ、いまだに行方不明となっている方が1名おり、現在でも捜索が続けられております。この場をお借りしまして、改めてお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被害に遭われた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

町においても昨年7月に小河内地区で発生した土砂崩れでは、幸い人命に関わる被害はありませんでしたが、10日間にわたり国道が通行止めとなり、現在でも片側交互通行が続いております。また、ライフラインについても一部地域において復旧まで時間を要しました。復旧対応等にあたられた全ての関係者皆様に改めて感謝を申し上げる次第であります。

この土砂災害や令和元年の台風第19号災害を受け、当町においても感染拡大状況下における自然災害への備えを万全にし、万一発生した場合にも、自助、共助、公助と、それぞれの段階において町と住民、自治会、関係機関が一体となって町民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成27年度からスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画では、豊かな山々と清流の中で自然と共生する町におきまして、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人が癒やされ、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを推進しております。その中でも過疎化が進行する町の最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に推進しており、これまでの各種施策により人口減少のスピードは緩やかには

なっておりますが、引き続き厳しい状況にあることは認識しなければなりません。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのため、少子化対策の推進として出会い、暮らし、子育て、教育の分野を、また、住みたい方が住める町を築くため、定住化対策の推進として仕事、住まいの分野を推進することとしております。

これらの対策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む町において高齢化対策や地域コミュニティの活性化にも繋がるものであり、高齢化率が 50%を超える状況となっており、地域コミュニティ力が低下しつつある地域も見られる当町において重点的に推進すべき取り組みであると考えております。

一方、この3月1日付で第2次となります新たな地域おこし協力隊員2名を採用いたしました。隊員には現在、過疎化や少子高齢化の影響により担い手不足が深刻化している小河内漁業協同組合における課題を解決するため、新たな発想、視点で組合の運営改善及び経営強化に取り組んでいただくとともに、町の魅力発信、更には小河内振興財団との連携や小河内地域におけるコミュニティの活性化においても活躍されるよう大いに期待しているところであります。

次に、国の動向ですが、先月17日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られる」と報告され、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」との基調判断が示されております。

国の令和4年度予算案であります。一般会計総額は107兆5,964億円と10年連続で過去最大となり、高齢化に伴う社会保障費や防衛費の増加が全体を押し上げ、また、新型コロナウイルス感染症対策の予備費5兆円も昨年度に引き続き計上されております。

次に、東京都の動向ですが、発表されました予算案によりますと、都政に課せられた使命を確実に果たし、次なるステージへと力強く歩みを進めることで、希望ある未来を切り拓いていく予算と位置づけ、感染症の脅威など大きな危機を克服するとともに、誰一人取り残すことのない持続可能な都市へと進化するサステイナブル・リカバリーを実現するため、大胆な発想で果敢に取り組むを進めていくこと。また、社会変革に適応した制度や仕組みへの抜本的な見直しを進めるとともに、事業の見直しを一層強化し、施策の新陳代謝を促すことにより将来にわたる都政の対応力を堅持すること。更には東京2020大会に向け

て磨き上げてきた数々の取り組みを都市のレガシーへと発展させ、都民の豊かな生活に繋げていくことを基本に編成されております。

一般会計の総額は7兆8,010億円で、持続可能な都市へと進化するサステイナブル・リカバリーを実現する取組や、東京2020大会のレガシーを発展させる取組に重点的に予算配分したことなどにより、前年に比べて3,760億円の増と、過去最大となりました。

特に、多摩・島しょの振興では、地域の活力・魅力の更なる向上、持続的な発展に向けて地域が持つ資源や特色を活かし、実効性ある取組を推進するための予算として2,383億円が計上され、また、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も減少が続き、財政基盤が脆弱な町にとっては大変重要な財源である市町村総合交付金が前年度比3億円増の588億円で計上されております。

令和4年度町予算の基本的な考え方ですが、町においては過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は、令和4年2月1日現在で51%と、65歳以上の住民が人口の半数以上に及ぶ中、町財政における自主財源の要である町税収入は、平成19年度以降、減少の一途を辿っております。

一般会計における歳出では、公共施設の老朽化に伴う更新や維持補修費が増大していること、また、下水道事業特別会計への繰出金の増もある中で、歳入では、国から交付される地方交付税を前年度比1億円増となる17億2,000万円で計上し、町の歳入で最も大きな割合を占める東京都支出金は、26億4,000万円を計上いたしましたが、なお不足する財源につきましては基金からの取り崩しである繰入金金を5億2,000万円にすることで財源手当をし、予算編成を行いました。その結果、令和4年度の一般会計の予算規模は68億8,000万円となりました。前年度比では5,000万円、率にして0.7%の減となります。

基金の現在高につきましては、引き続き下水道事業における起債の償還による取り崩しをはじめ、財源不足分の補填として取り崩しを行うことから、令和4年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

令和4年度から新庁舎建設へ向けた取組が本格化する運びとなります。近年、自然災害が多発する中で、庁舎の果たす役割として地域住民の安全・安心を確保するための防災拠点であること、また、町民皆様に親しみやすい機能を有した施設が求められることから、今後、速やかに住民を含めた関係者及び関係機関と連携しながら、庁舎建設整備事業を推進してまいります。

また、新たな取組として、「町と民間事業者が連携した地域資源活用事業～循環する森づくり事業～」を推進してまいります。この事業は、近年、社会全体でSDGsへの関心

が高まる中、行政面積の 94%を山林で占める奥多摩の林業の振興を図ることを目的とし、この取り組みを通じて奥多摩の森で持続可能な森づくりを推進し、木を植えて育みながら活用し続けていくとともに、脱炭素社会に向けて貢献してまいりたいと考えております。

一方、個々の事業につきましては、毎年度実施している実施計画策定の中で、費用対効果の面からも見直しを行っておりますが、引き続き、町民皆様が何を望み、何を優先すべきかと考えているのか、町民皆様の目線に立ち、それらを敏感に感じ取りながら、限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等に則り、各種の事務事業を適正かつ迅速に執行してまいります。

令和 4 年度の一般会計予算における歳入の主な構成ですが、東京都支出金が 26 億 4,712 万円、構成比 38.5%、前年度比 5.9%の減額で、釣場施設の整備事業に対する内水面漁業環境活用施設整備費補助金を 9,400 万円の増、町道の新設改良事業に対する市町村土木費補助金を 4,700 万円の増で見込んでおりますが、令和元年 10 月の台風第 19 号災害によるワサビ田災害復旧事業への農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金を 3 億 4,000 万円皆減したことにより、都支出金全体では 1 億 6,400 万円の減額となっております。また、東京都市町村総合交付金につきましては、前年度と同額の 14 億円で見込んでおります。

地方交付税は 17 億 2,000 万円、構成比 25%で、前年比 6.2%の増額となっております。

町税では 6 億 6,747 万円、構成比 9.7%で、前年度比 2.8%の増となり、町民税個人、法人、固定資産税の交付金分、たばこ税、入湯税を増額見込みとしておりますが、このうち個人及び法人町民税の増につきましては、令和 3 年度において新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が当初予算における見込みよりも小さかったことによるもので、実際の収入額は年々減少しております。

また、積立基金からの繰入金は 5 億 2,000 万円余りで、令和 4 年度におきましても多額の基金取り崩しにより予算を編成しております。内訳といたしまして、下水道会計における起債償還費の財源として減債基金から 6,000 万円、都補助道路新設改良事業への財源として公共施設整備基金から 5,000 万円、観光施設整備事業費への財源として観光施設等整備基金から 2,000 万円、その他財源不足分の補填として財政調整基金から 3 億 8,400 万円をそれぞれ取り崩し、財源手当を行っております。

このように町における歳入の 63.5%を国の地方交付税と東京都支出金が占め、自主財源である町税の 9.7%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も 7.6%を占め、大変厳しい状況の中で、歳入の予算編成を行っております。

次に、歳出の主な構成ですが、まず、土木費は 12 億 6,557 万円、構成比 18.4%で、前

年度比 2.3%の減となっており、南平熊沢線道路新設事業が 7,800 万円の増、松葉穴沢線道路改良事業 2,400 万円の皆増を含む都補助道路新設改良事業が 8,900 万円の増、氷川トンネル補修工事が 2,500 万円の皆増、下水道会計への繰出金が小河内処理区における管渠施設点検調査委託の皆増などに伴う下水道会計の歳出増により 2,000 万円の増、子育て応援住宅建設事業が 1,200 万円の増となっておりますが、土木費全体では 3,000 万円の減額となっております。

なお、下水道会計における公債費は、前年度比 1,800 万円減の 3 億 4,200 万円となっておりますが、この後、令和 5 年度までに 3 億円台の償還が続きます。

次に、民生費は 11 億 2,684 万円、構成比 16.4%で、前年度比 2%の減となっており、障害者総合支援事業における障害福祉サービス費が 800 万円の増、外出支援サービス事業送迎車購入費が 300 万円の皆増となっておりますが、保育所等整備費交付金が 1,400 万円の皆減、氷川学童トイレ改修工事が 700 万円の皆減となっており、民生費全体では 2,200 万円の減額となっております。

次に、総務費は 10 億 2,898 万円、構成比 15%で、前年度比 25%の増となっており、西多摩郡町村電算共同利用システムなどのシステム更新委託が 8,100 万円の減、ホームページリニューアル業務委託が 1,000 万円の皆減となっておりますが、庁舎建設整備事業費が 1 億 1,000 万円の皆増、地域資源活用事業に伴う立木補償費が 6,800 万円の皆増、災害対策用職員住宅（大氷川第 1）改修工事が 4,000 万円の皆増となっており、総務費全体では 2 億 500 万円の増額となっております。

また、令和元年台風第 19 号災害復旧費が 5 億 1,800 万円の減額となっております。内訳といたしまして、復旧作業の完了見込みに伴い、農業施設（ワサビ田）災害復旧費が 3 億 4,000 万円の皆減、林道災害復旧費が 1 億 2,500 万円の皆減、日原鍾乳洞観光トイレ災害復旧費が 6,600 万円の皆減、未だ復旧作業が続く氷川溪谷遊歩道災害復旧費が 1,200 万円の増となっております。

なお、氷川溪谷遊歩道災害復旧事業につきましては、令和 3 年度からの継続事業となっており、総事業費は 1 億 5,416 万円を見込んでおります。

令和 4 年度の一般会計予算規模は、施設の整備、改修にかかる費用が増となったものの、災害復旧費の減により、前年度を 5,000 万円、率にして 0.7%下回る 68 億 8,000 万円となりましたが、引き続き非常に大規模な予算を執行していくこととなります。

町全体の予算規模といたしましては、一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、

下水道事業及び企業会計であります病院事業を加えた8会計合計で103億231万2,000円となり、前年度に引き続き100億円台の大台を突破する大型予算となりました。前年度比較では4,790万円、率にして0.5%の増となります。

次に、まちづくりにおける町の最上位計画であります第5期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿って、令和4年度予算の中で特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明申し上げます。

「第1章 みんなで支えるホットなまちづくり」として、「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」では、町民皆様が明るく健やかに暮らすためにはまず健康でなければなりません。このための各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防に繋がる事業を実施するほか、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう着実に努めてまいります。

「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む当町において、子どもや子育て家庭の環境づくりのため、結婚、出産、子育てまできめ細やかな支援を行ってまいります。特に、重点施策の一つとしている少子化・定住化対策を継続し、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等による地域の絆の維持、活力の向上に努めてまいります。

「高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり」では、多くの高齢者は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを望んでいることから、町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら在宅高齢者への福祉サービスを引き続き推進してまいります。また、引き続き老人クラブの運営に対する支援、シルバー人材センター事業における就業機会の確保・充実を図ってまいります。

「障害者が自立して生活できる地域づくり」では、障害のある方が地域の中で自立して自分らしく生活を送ることができるよう、医療・福祉などの連携や継続的な支援体制が重要となります。特に、障害者地域活動支援センター「かもんみーる」の円滑な運営と社会参加が図れるよう引き続き推進してまいります。

「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」では、町では、自治会や隣組などによる地域での支え合いや助け合いによる地域コミュニティの力は非常に強いものの、少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支えが困難となることも想定されます。地域ささえあいボランティア事業、高齢者見守り事業などを通じながら、安心して暮らすことができるよう強い地域の絆の維持を推進してまいります。

「第2章 やさしさ ふれあい 人と自然」として、「自然とともに歩むまちづくり」では、町は、豊かな森林資源と水資源に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、町の環境を適切に保全していくため、昨年からは開始した「ごみを減らす10アクション」や「可燃ごみ10%減量化大作戦」など、ごみ減量化に向けた取り組みを推進し、環境に配慮した循環型社会の形成に努めるとともに、生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備や下水道への接続についての普及啓発活動、簡易給水施設の安定的な維持管理を行います。また、地域の一斉清掃は、5月30日のごみゼロの日を中心に、環境美化活動として住民皆さんにご協力とご尽力をいただいているところであり、引き続き美化活動の支援を行ってまいります。

「誰もが住みたくなる心かようまちづくり」では、これまでも住民と行政の協働によりまちづくりを推進するため、住民が主体となったまちづくり活動への支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう取り組みを行ってまいります。また、自然災害等への備えといたしまして、引き続き警察、消防及び東京都等の関係機関と連携を図りながら、危機管理体制の強化に努めてまいります。

「第3章 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、文化会館や図書館などは、指定管理施設として生涯学習の拠点となっておりますが、更なるサービス向上に努め、適切に管理運営を支援してまいります。また、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流として、オーストラリアへの海外派遣事業及びホームステイでの受け入れ事業などを予定しておりますが、今後の感染症の状況を鑑みながら検討をしてまいります。

「豊かな能力と強い心を育むまちづくり」では、各学校における施設や設備については、氷川小学校西側トイレ改修工事や中学校特別教室エアコン設置工事など、児童・生徒が健やかに教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。

「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」では、町内の郷土芸能を次世代に確実に継承するため、引き続き映像記録保存事業を実施してまいります。また、長期にわたり分散保存している文化財等の活用や安全かつ安定した保存状態を維持するため、収蔵庫の整備を検討してまいります。

「第4章 みんなの力がつながる観光・産業づくり」として、「住民が元気になる交流観光づくり」では、緑豊かな森林や奥多摩湖など豊富な水環境が豊かな町には、その自然環境を求めて年間212万人を超える観光客が訪れていると推計されております。コロナ禍

においても外国人観光客は減少しているものの、近郊からの観光客は増加しており、コロナ収束後の観光地としてしっかりとした受入れ態勢を整え、また、クリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃も内外から評価をいただいております、引き続きクリーンなまちづくりに努めてまいります。

「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、森林再生事業による森林環境の整備や内水面漁業環境活用施設整備事業を引き続き実施いたします。また、内水面漁業の振興などに携わる新たな地域おこし協力隊の活動を支援してまいります。

「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団、JR東日本八王子支社等と連携しての各種イベントやPR事業の実施など、魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報を提供し、観光客の誘致に繋げてまいります。

「第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として、「官民協働による定住対策とまちづくり」では、過疎化による少子高齢化対策や地域コミュニティの維持へ繋げるため、空家の活用や子育て応援住宅の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を推進してまいります。事業の実施にあたっては、地権者や空家所有者をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。今後も皆様方のご理解、ご協力を得ながら定住施策を推進してまいります。

「成果を重視した行政改革の推進」では、第5次行政改革大綱に基づく「量から質への転換を目指した『しごと・ひと・しくみ』の改革」を推進し、町民皆様にご満足いただける行財政運営が図れるよう努めてまいります。また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、限られた職員数の中、役場組織の見直しを図っているところであり、役場内におけるデジタル関連事務を推進し、業務の改善を図るとともに、住民サービスの向上を図るため、新たに総務課へデジタル推進係長を配置いたします。

「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施にあたっては、限りある財源を効果的、効率的に執行し、身の丈にあった健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見通し、庁舎建設基金をはじめとした基金への積み立てを計画的に行ってまいります。また、町税の収納率は依然高い水準を維持しており、町税は減少傾向にあるものの、貴重な自主財源でありますので、今後も収納事務の対策を緩めることなく自主財源の確保を図ってまいります。

次に、令和4年第1回町議会定例会に提出します案件については、専決処分1件、計画の策定1件、条例の一部改正5件、規約の一部変更1件、町道路線の廃止1件、町道路線

の認定1件、指定管理者の指定5件、令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案8件、令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件の合計31件となっております。

また、本定例会の追加提出案件として「奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて」を予定しております。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いいたします。

就任以来、町民皆様から様々なご意見、ご要望をいただいておりますが、現状におきましては、令和元年10月の台風第19号による災害の復旧と合わせ、新型コロナウイルス感染症への対応に全力を傾けつつ、第5期長期総合計画に沿って旧甲州屋や旧琴清苑跡地など、遊休資産を含めた町有財産の有効活用、新しい旅の提案や冬場の誘客に向け、JR東日本との連携事業である「沿線まるごとホテル事業」の展開、また、高齢者の介護予防の一環として筋力向上トレーニング施設を古里地域に新たにオープンすることとなっており、見守り事業をはじめ、高齢者にも寄り添った政策を推進してまいります。

結びに、新型コロナウイルス感染症の収束には今後も時間を要しますが、アフターコロナを見据えた感染拡大防止と経済社会活動の両立が必要であり、地域住民の皆様をはじめ、事業者皆様のご協力が必要不可欠であると考えております。

町といたしましても今後も関係機関と連携を図りながら、感染予防や対策に取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東京都における1日当たりの新規感染者数は、第6波のピーク時から減少しておりますが、感染再拡大の懸念もあることから、今後も気を緩めることなく、緊急事態宣言下と同様の緊張感を持ち、変わらぬ感染予防対策が必要であると考えます。

一方で、3回目となるワクチン集団接種につきましては、既に先月19日より75歳以上の方から接種を開始しております。今後も毎週末の土曜日、日曜日に集団接種を順次予定しており、今回初めての接種となる5歳から11歳までの方を含め、5月上旬までに完了する予定であります。このワクチン接種の実施にあたっては、接種を希望される町民皆様が安全で安心して接種できるよう万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

重ねて町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年第1回奥多摩町議会定例会の開会にあたっての私の施政方針とさせていただきます。

す。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 00 分、11 時より再開いたします。

午前 10 時 50 分休憩

午前 11 時 01 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号））を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 4 年 1 月 13 日に専決処分をさせていただきます案件につきまして、同条第 3 項の規定によりその内容をご報告し、ご承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、令和 3 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして専決処分を行いました。

理由でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策としての住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び追加交付のあった地方創生臨時交付金を活用した事業継続応援金事業の執行のため、予算の補正を行う必要が生じましたが、その予算執行に関し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決を行ったものでございます。

次のページの補正予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,901 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 9,010 万 5,000 円とするものでございます。

予算書の 2 ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金のうち、国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金及び同じく事務費補助金として1億8,901万円を追加し、国庫支出金の計を6億6,144万7,000円とするもので、今回の歳入補正額は1億8,901万円を追加し、歳入の合計額を73億9,010万5,000円とするものでございます。

予算書の3ページをご覧ください。歳出についてご説明申し上げます。

民生費のうち、社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業により1億2,081万円を追加し、民生費の計を13億5,513万9,000円に、商工費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の事業者に対する事業継続応援金事業費として6,820万円を追加し、商工費の計を5億8,321万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は、1億8,901万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の73億9,010万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。9番、石田議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田です。

ご説明ありがとうございます。この2件の住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億2,000万円と事業継続応援金6,800万円の計算基礎をちょっと教えていただければと思います。件数と単価。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 9番、石田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず住民税非課税世帯等臨時特別給付金の計算基礎ということでございます。こちらにつきましても、住民税非課税世帯等に対しまして1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付するというので、1億2,000万円となっておりますので、10万円×1,200世帯ということになっております。

1,200世帯の中の内訳としまして、非課税世帯が1,098世帯、それから、家計急変世帯、家計簿の関係です。家計が急変した世帯につきましても102世帯ということで、1,200世帯という見積りということになってございます。

非課税世帯のほうは以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田議員さんからの2点目のご質問にお答えをいたします。

事業継続応援金の節18負担金・補助及び交付金6,800万円の計算基礎ということのご質問と思います。こちらにつきまして今回は、個人事業主と法人の方に対して、それぞれ応援金の金額の区分をさせていただいております。個人事業主の方につきましては、一律20万円、法人の方につきましては、資本金と町内従業員数の区分によりまして給付金額のほうを定めさせていただいております。法人の方につきましては、1,000万円未満、50人未満の方につきましては、予算の見込みといたしましては100法人を見込んでおります。こちらにつきましては30万円の給付と定めさせていただいております。次に、1,000万円未満、50人以上、こちらにつきましては、予算上は1法人、応援金の額は40万円ということで見込ませていただいております。次に、1,000万円以上、50人未満、こちらが30法人、こちらの応援金額が50万円。最後に、1,000万円以上、50人以上、こちらも1法人ということ60万円ということで予算の基礎ということで積算を定めさせていただいております。合計で6,800万円になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第2号 奥多摩町過疎地域持続的発展計画（令和3年度から令和7年度）の策定について提案のご説明をいたします。

理由でございますが、奥多摩町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定によりまして、議会の議決を必要とするためでございます。

過疎地域につきましては、昭和45年に最初の過疎地域対策緊急措置法が議員立法として制定されて以来、法延長の回数を含め、これまで5次にわたり過疎対策立法が継続的に制定され、各種対策が講じられてきましたが、令和3年4月1日に新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。この法律は、人口の著しい減少等に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としております。

町におきましては、平成8年4月に過疎地域に指定されて以来、これまでに5つの過疎計画を策定し、一般的な起債に比べ、有利な交付税措置がある過疎対策事業債や国庫補助金における補助率の嵩上げ等の支援措置を活用しながら、様々な事業を実施してまいりました。

今般、これまでに延長も含め、21年間施行されてきました過疎地域自立促進特別法、いわゆる旧法となりますが、こちらが令和3年3月末で期限を迎えたため、今後も過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たな法律であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に合わせて、過疎地域の市町村では非過疎地域になることを目指し、地域活性化等の取り組みを積極的に行うとともに、過疎対策の実効性を向上させるための市町村計画を策定することができることとされ、町では東京都におけます過疎地域持続的発展方針等との整合性も図りつつ、新たな過疎計画を策定いたしました。

それでは、奥多摩町過疎地域持続的発展計画の概要につきましてご説明させていただきます。タブレット端末の2ページをお開きください。

最初に、計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

次に、計画の構成ですが、次ページからの目次でございますように、13項目に分類して

おり、1の基本的な事項に始まり、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、3、産業の振興、4、地域における情報化、5、交通施設の整備、交通手段の確保、6、生活環境の整備、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、8、医療の確保、9、教育の振興、10、集落の整備、11、地域文化の振興等、12、再生可能エネルギーの利用の促進、そして、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項とし、2から13の項目では、それぞれに現状と課題点、その対策、計画、そして、公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

本計画につきましては、第5期奥多摩町長期総合計画で計画されている事業を中心に策定しており、法律に基づき支援措置される事業を見込んで計画に記載しております。

また、本計画の期間内におきまして法律や制度の改正、或いは新たな事業の追加等により計画全体に大きな影響を及ぼす変更を行うような場合は、改めて議会の議決をいただくことがございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日も決定をいただきますと、国及び東京都に本計画書を提出し、正式に承認をいただくこととなります。

以上で、議案第2号 奥多摩町過疎地域持続的発展計画（令和3年度から令和7年度）の策定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。12番、原島議員。

○12番（原島 幸次君） 原島です。

1つ教えていただきたいんですが、非常にこの計画、色々な課に多岐にわたっております。その期間も何年かというふうにとっておりますので、この進捗状況については、どこが主管としてチェックをするのか、それを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 12番、原島議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

令和3年度から令和7年度までの計画ということで、また、その内容も多岐にわたるということで、そちらのほうのチェックの部分、進捗状況等というところでございます。基本的にこちらの計画につきましては、企画財政課のほうで取りまとめをさせていただいて

いるところでございます。全体のという部分ではあるんですけども、実際には個々の、この過疎計画の優遇措置を得られる事業は、各所管課のほうで実施していただくということになりますので、状況に応じてということでチェック体制に対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

まず理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行及び国民健康保険税の被保険者に係る所得割額、均等割額の改定に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、主に子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児分の均等割額を5割軽減すること及び国民健康保険の税率等を改めるためでございます。

町の国民健康保険の運営等の状況につきまして、去る1月13日に奥多摩町国民健康保険運営協議会が開催され、その中で医療費の増加に伴い、令和4年度増加する東京都への納

付金に対応するため、国民健康保険税の税率改定について町長から諮問を受け、2日間にわたる慎重なご審議の結果、ご承認をいただき、2月10日に木村運営協議会会長及び濱野同職務代理者から師岡町長に答申が出され、本税率改定は、この答申に基づき改正するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。4ページの新旧対照表をお願いします。

第2条課税額では、第2項から第4項までの規定中、下線部分の「所得割額並びに」を「所得割額及び」と修正するものでございます。

第3条では、規定の明確化を図るため、見出し部分の「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」と改め、同条第1項において医療費給付分の所得割額を「100分の5.20」から100分の0.40引き上げ、「100分の5.60」に改め、第4条では、前条同様、見出し部分の「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」と改め、医療費給付分の均等割額「2万6,500円」を1,600円引き上げ、「2万8,100円」に改めるものでございます。

次のページになりますが、第5条国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額では、最初の下線部分、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を不要な規定のため削除し、後期高齢者支援金等分の所得割額「100分の1.70」を100分の0.20引き上げ、「100分の1.90」に改め、第6条では、前条の後期高齢者支援金等分の均等割額「9,500円」を1,000円引き上げ、「1万500円」に改めるものでございます。

次に、第7条介護納付金課税被保険者に係る所得割額では、介護納付金分の所得割額「100分の1.75」を0.10引き上げ、「100分の1.85」に改め、第8条では、前条の介護納付金分の均等割額「1万1,500円」を500円引き上げ、「1万2,000円」に改めるものでございます。

次に、第12条納税義務の発生、消滅等に伴う賦課では、第1項の「同条」を「その減額後」に改め、第2項では、法律制定年等を削除するもので、いずれも法改正等に合わせ、文言整理するものです。

次に、第20条国民健康保険税の減額の規定は、主に、低所得世帯に対する均等割の軽減額について均等割額改正に伴い、改正するものでございます。

第1号では、次のページにかけまして、7割軽減世帯の規定で、軽減判定所得として、総所得金額等の合計が43万円を超えない世帯に係る均等割軽減額について規定しているもので、下線部分について法規制の新設等に合わせ、文言を整理するものです。

続きまして、第1号ア中の医療給付費分の均等割額の1人当たりの軽減額について「1万8,550円」を「1万9,670円」に改め、同号イ中の後期高齢者支援金等分の1人当たりの軽減額について、次のページで「6,650円」を「7,350円」に改め、同号ウでは、介護納付金分の均等割額の1人当たりの軽減額について「8,050円」を「8,400円」に改めるものでございます。

次に、第2号は、5割軽減世帯の規定で、冒頭の下線部分は、第1号同様の文言整理を行うものです。

同号アでは、医療給付費分の均等割額の1人当たりの軽減額について「1万3,250円」を「1万4,050円」に改め、同号イでは、後期高齢者支援金等分の1人当たりの軽減額について「4,750円」を「5,250円」に改め、同号ウでは、介護納付金分の均等割額の1人当たりの軽減額について「5,750円」を「6,000円」に改めるものでございます。

続きまして、第3号は、2割軽減世帯の規定で、冒頭の下線部分は、第1号同様、文言整理するものです。

次のページになりますが、同号アでは、医療給付費分の均等割額の1人当たりの軽減額について「5,300円」を「5,620円」に改め、同号イでは、後期高齢者支援金等分の1人当たりの軽減額について「1,900円」を「2,100円」に改め、同号ウでは、介護納付金分の均等割額の1人当たりの軽減額について「2,300円」を「2,400円」に改めるものでございます。

続きまして、第2項は、法規制等の新設に伴い、新たに未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するものです。内容につきましては、現在、均等割の軽減につきましては、前項で説明のとおり、世帯の所得状況や加入者数等により軽減判定がされておりますが、今回の法改正等に伴い、世帯の所得状況等に関係なく、加入世帯の全ての未就学児の均等割額を5割軽減するものです。

なお、既に7割、5割、2割の軽減対象世帯の未就学児につきましては、軽減後の均等割額から更に5割軽減されることとなります。

次のページをお願いします。第20条の2の改正につきましては、下線部分について法改正に伴い、所要の文言整理を行うものです。

次の附則第4項から最後の15ページの第20項までの改正は、法律改正等に伴い、所要の文言整理を行うものです。

次に、附則といたしまして、第1項では施行期日を「この条例は、令和4年4月1日から施行する」とし、第2項では適用区分としまして「改正後の奥多摩町国民健康保険

税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による」ものでございます。

以上で、議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第3号の質疑を行います。6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今回の法改正で値下げされたり、値上げされたりという世帯が出てくると思うんですけども、値上げとなる世帯どれくらい、値下げとなる世帯どれくらいというのがわかればお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

まず値下げのほうでございますが、町の中の未就学児ということなんですけども、全体の数は140人とかいるんですけど、そのうちの国保の加入者ということになりますので、世帯的には15世帯、人数で18人ということになっております。あくまでも今現在の所得というか、申告状況の中で、4年度は多少の増減はあるかと思いますが、現在の3年度で見ますと、15世帯18人となっております。

それから、値上げのほうですけども、この件数ですか。件数は全世帯対象なんですけども。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

軽減される世帯もありますよね。軽減拡充されているので、それを引いた世帯。

質問変えます。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） すみません、質問が分かりづらくて申し訳ないです。軽減される世帯と上がるのとブッキングすることもあるので、全体の国保世帯を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） すみません、全体の何世帯ですか。ちょっと聞こえなかった。国保世帯。2年度末の数字で879世帯になっております。

○議長（高橋 邦男君） 大澤議員よろしいでしょうか。6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） すみません、その879世帯のうちで軽減される世帯は何世帯ぐらいですか。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 大澤議員の質問にお答えします。

軽減される世帯というのは未就学児のことですか。

○6番（大澤由香里君） じゃなくて低所得です。

○住民課長（加藤 芳幸君） その軽減世帯ですか。それは、6割弱が軽減世帯対象になっております。現在、全体の。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） ということは6割の方は軽減されるので、保険料は上がらないという認識で良いですか。軽減が拡充されるので。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） すみません、再度お答えします。軽減されても上がることにはなりません。現在も軽減されておりますので、当然、均等割と所得割の率が上がりますので、上がった分に対してトータルからまた7割、5割、2割の軽減はあるんですけども、額としては上がってしまいます。

○議長（高橋 邦男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、議案第3号について反対の議員の討論を行います。6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

第3号議案 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

本条例は、令和2年12月15日に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針について等を踏まえ、全ての世代で支える社会保障制度を構築するためとの法の改定に基づき、国民健康保険税の被保険者に係る所得割額、均等割額が改定されるものです。

国保は、ほかの健康保険と違って世帯人数に応じた均等割保険料がかかり、子どもの数が多い程負担が重くなる人頭税としての性格を持っています。更にほかの健康保険では、子どもに保険料はかかっていません。

日本共産党は、子どもの均等割は廃止し、子どもの国保料は無料にと求めてきました。こうした国民の切実な要望に押される形で、今回の改正で全世帯の未就学児を対象に、均等割保険料の5割軽減が行われるようになったことは大きな一歩であり、歓迎します。

しかしながら、先程課長の説明にもありましたように、基礎課税額は、所得割額も、均等割額も医療分、後期高齢者支援金分、介護分、全てにおいて値上げとなっています。

これまで年金、医療、介護などの相次ぐ社会保障改悪と消費税増税の強行などで貧困と格差が増大し、町民の暮らしは悪化の一途を辿ってきました。更にコロナウイルスの感染拡大により暮らしや営業に深刻な影響を与え、いまだ先が見通せない状況です。町民の命と暮らしを守るための支援策が求められているときに国保料の値上げで更に負担を強いることは逆行です。

自治体は、公費投入、今年も去年同様の一般会計からの繰り入れがなされていますが、さらに増額し、保険料の引き下げこそすべきです。国保加入者の7割が所得の低い非正規労働者や無職者、年金生活者、自営業者などで占められ、保険料は所得に対しての保険料率がほかの医療保険の中でも一番高いという構造的な問題があるもとの、町民に一層の保険税負担を押しつけることは国保制度を根底から崩すこととなります。持続可能な制度にするというなら、減らし続けてきた国庫負担こそ戻すべきです。

以上、コロナ禍で暮らしも営業も追い詰められている町民に追い打ちをかけるような負担増となる今回の条例案には賛成できないと申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 次に、賛成の議員の討論を行います。9番、石田議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

ただいまご説明がありました奥多摩町健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして賛成の立場から意見を申し述べさせていただきますと思います。

課長よりご説明がありましたように、年々増大する医療費に対応するため、今回、国民健康保険税の所得割額並びに均等割額の増額改定、そして、規定の整備の改正とのご説明でございました。これは、町長より諮問がありまして、国保運営協議会の慎重なる審議の答申に基づく結果ということでございました。

もとより少子高齢化や全世代対応型の社会保険制度を今後も安定的に、継続的に維持、構築するための趣旨であります。今後の社会保険制度の財政基盤を確保ならしめるためには、やむを得ない改正であるのかなと考えます。

財政的な支出に見合った収入の確保が必要不可欠であります。令和4年度予算一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金は、既に約6,100万円と高水準となっており、こ

これは、結果的には国や都からの公費が国民健康保険特別会計に投入されております。財政規律をゆがめないように、これを維持・安定化するためには、ある程度の忍耐力が必要かなというふうに思います。もとより低所得者への配慮も行われておるというご説明で、また、現役世代の勤労意欲を減退させるような制度にならないように工夫することも必要であらうかなと思います。

現在、全国の地方自治体では、ますます少子高齢化が進行することが予想されています。これ以上、高齢者世帯の医療費を現役世代に負担を押しつける訳にはいかないのかなとも思われます。そのためには国保の被保険者に限らず、受益を受ける方々は応分の負担をするよう、原則に近づいていく必要があるのかなとも考えられます。

なかなか結論を生み出すことはできませんが、受益者負担の原則、国民健康保険制度の継続のある適切な運営、そして、国民一人一人が適切な医療を享受する権利があるということ踏まえれば、今回の改正は必要やむを得ない改正であると考えます。国民健康保険税が支払う必要があるということが明確に伝わり、急激な負担増にならないよう配慮していただくことも必要であり、先程ご説明がありましたように、未就学児の軽減措置も図られております。

私どもも現在の財政状況を非常に重く感じておる次第でございます。冒頭申し述べましたように、国民健康保険制度を根底から支え、継続して維持する制度構築が必要不可欠であり、その前提として今回の条例改正に賛成するものであります。

今後も高齢者の医療費の支援を必要不可欠と考え、また、町全体の福祉の向上に寄与し、貢献することも支え合いの観点からタスクと考え、国民健康保険の被保険者の皆様にも上記の状況からご理解をお願いするしかございません。

今回の改正は、なるべく被保険者の方々の負担が急激にならない方向での改正であり、財政の健全性、継続性の観点から本条例改正の議案に賛成する立場で意見を申し述べさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第3号について反対の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第3号について賛成の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第3号の討論を終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境整備課長。

〔環境整備課長 坂村 孝成君 登壇〕

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第4号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正は、関係法令の改正により水道料金及び下水道料金の徴収につきまして、利用者の利便性の向上を図るため、従来の指定代理納付者による納付制度に関わる指定納付受託者による納付制度として電子マネー決済、コンビニ決済、クレジット決済等による決算手段の導入にあたり、町の下水道料金の徴収事務を委託してございます東京都水道局の所管の東京都給水条例と整合を図り、改正を行うものでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。18ページの新旧対照表をご覧ください。

第21条第1項使用料の徴収方法等の下線の部分でございますが、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者」を「指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第4号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10 議案第5号 奥多摩町スポーツ広場等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

[教育課長 新島 和貴君 登壇]

○教育課長(新島 和貴君) それでは、議案第5号 奥多摩町スポーツ広場等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、川野スポーツ広場を廃止し、新たに柵沢花立スポーツ広場を設置するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条文の改め文もございますが、新旧対照表の21ページをお開きください。

はじめに、表題及び第1条から第3条は、文言の整理を行うもので、第1条で、「スポーツ広場及び遊園地等」を「スポーツ広場」に改めることにより「等」を削除するものでございます。

次に、別表第2条関係の改正ですが、別表の全部改正となっておりますが、これは、自治会順に並べかえたことと地番の修正によるものです。また、自治会の要望により、現在

ある川野スポーツ広場を廃止し、新たに棚沢花立スポーツ広場を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 奥多摩町スポーツ広場等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。9番、石田議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

1点、川野スポーツ広場が廃止されるということで、テニスコートとかあった場所ではないかなと思うんですが、その跡地についてはどのようにされるか、お伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 9番、石田議員のご質問にお答えします。

ご質問の川野スポーツ広場につきましては、今、議員が申されたとおり、テニスコートとゲートボール場があったところでございます。こちらにつきましては、地元の自治会から町長宛に、川野スポーツ広場廃止に係る要望書というのが出てきております。こちらについては、かなり長い間借り手もいなくて管理も大変だというようなことで廃止をしてほしいというようなことがございますので、担当課といたしましては、その要望を受けて条例を廃止し、現在、町有地とお借りしている土地がございますので、その部分については契約を解除してほしいというような趣旨の要望もございますので、原状に復してお返しするというので、また、令和4年度の予算の中でも審議していただきますが、復旧の解体の工事費等も併せてご審議していただく予定になっております。

ただ活用につきましては、土地の形状が町単独ではなく、共有名義の部分もございますので、当然、地権者の方との調整が必要になりますので、引き続き小河内自治会と調整をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号について討論を省略し、採決したいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第5号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第11 議案第6号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 天野 成浩君 登壇]

○総務課長(天野 成浩君) それでは、タブレット22ページ、議案第6号をご覧ください。議案第6号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、監査委員(識見を有する者)の報酬額の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例の改正につきましては、監査委員(識見を有する者)の報酬の額の改正で、これまで民間企業や公務員として活躍され、その知識や経験が特に優れた方を選任し、町の財政、事務執行について監査が行われてまいりました。厳しい経済状況が続く中で、監査を更に充実させること、また、公会計における財務書類の作成等において税理士等の資格を有する者など、専門分野から指導をいただくことを見据え、今後、税理士等の資格を持つ方など、幅広い人材を監査委員に選任できますよう監査委員(識見を有する者)の報酬の額を改定するものでございます。

条例改め文もございしますが、新旧対照表でご説明させていただきます。ページを2枚進めていただき、24ページの新旧対照表をご覧ください。

別表の改正となりますが、別表中、監査委員(識見を有する者)の報酬の額2万5,000円を5万5,000円以内とするもので、この内容につきましては、本年1月31日に開催いたしました特別職報酬等審議会に諮問し、ご決定をいただいていることを申し添えさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第6号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレット25ページ、議案第7号をご覧ください。議案第7号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、会計年度任用職員において育児休業を取得するための規定及び育児休業を取得しやすい環境にするため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正は、第1条関係で、地方公務員法の規定を追加するものと、第2条関係では、地方公務員の育児休業等に関する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、第208回通常国会に提出され、審議されており、会計年度任用職員において育児休業を取得するための規定及び育児休業を取得しやすい環境にするため、非常勤の職員の育児休業等の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の条例を改正するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表 30 ページをご覧ください。

改正部分につきましては、下線の部分を改正するものでございますが、改正内容が分かりづらいことから、改正規定を要約してご説明をさせていただきます。

第 1 条関係の改正です。第 1 条目的では、地方公務員法の育児休業に関する法律の第 15 条と第 18 条第 3 項の条を追加するものでございます。

第 2 条育児休業をすることができない職員の部分では、30 ページから 31 ページにかけてご覧ください。第 2 条第 1 項第 3 号では、次のいずれかに該当する会計年度任用職員の育児休業のできない規定を、次の第 3 号アでは、育児休業を取得可能な会計年度任用職員の条件規定を、次の 3 号ア、(ア) では、任用されてから 1 年以上の会計年度任用職員の規定を、次の(イ) では、養育する子が 1 歳 6 カ月、条件により 2 歳に達する日までに任用期間が満了となることが明らかでない会計年度任用職員の規定を、次の(ウ) では、勤務日数を考慮して規則で定める規定を、次の 3 号イでは、1 歳から 1 歳 6 カ月の間の子について育児休業をとっている会計年度任用職員の規定を、次に 31 ページをご覧ください。次の第 3 号ウでは、1 歳 6 カ月から 2 歳の間の子について育児休業をとっている会計年度任用職員の規定を、次に、第 3 号エでは、任用期間の最終日を最終日とする育児休業を取得する会計年度任用職員が次の任用期間の初日を育児休業の初日として育児休業を取得する場合の規定をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日の部分では、育児休業のできる日の最終日は、次の各号の区分に応じて定めるとし、第 1 号では、次号及び次の 3 号に掲げる場合以外の場合、会計年度任用職員の養育する子の 1 歳到達日までの規定を、次の第 2 号では、配偶者が子が 1 歳になるまでに育児休業をしている会計年度任用職員が育児休業を取得する場合は、1 歳 2 カ月まで、1 歳 2 カ月になる日が育児休業可能日数から産前産後休暇と育児休業を取得した日数を差し引いた日数を経過する日より後になる場合は、経過する日を規定し、次に 32 ページをご覧ください。第 3 号では、会計年度任用職員が 1 歳から 1 歳 6 カ月の子について 1 歳到達日の翌日から育児休業法を取得する場合、次の 3 号アとイに該当すれば、1 歳 6 カ月までの到達として規定し、次のアでは、会計年度任用職員本人、または配偶者が子が 1 歳に到達する日に育児休業を取得している場合の規定を、次に、イでは、1 歳より後の育児休業について必要と認められた会計年度任用職員の規定をそれぞれ定めるものでございます。

次に、32 ページから 33 ページにかけてご覧ください。第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第

1 項の条例で定める場合の部分では、会計年度任用職員が 1 歳 6 カ月から 2 歳の子について 1 歳 6 カ月到達日の翌日から育児休業を取得する場合、次の第 1 号及び第 2 号に該当すれば、2 歳までの到達日の規定を、第 1 号では、会計年度任用職員本人または配偶者が子が 1 歳 6 カ月の到達する日に育児休業を取得している場合の規定を、次の第 2 号では、1 歳 6 カ月より後の育児休業について必要と認められた会計年度任用職員の規定を定めるものでございます。

次に、第 2 条の 5 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間の部分では、条の改正で、期間内、出生から 57 日に育児休業を取得している場合は、第 3 条の特別の事情がないと育児休業が取得できない規定を定めるものでございます。

次に、第 3 条育児休業法第 2 条第 1 号ただし書の条例で定める特別の事情の部分では、会計年度任用職員が 1 歳から 1 歳 6 カ月の子について 1 歳到達日の翌日から育児休業を取得する場合の規定として、次の第 7 号、第 8 号の 2 つの号を追加し、第 7 号では、会計年度任用職員が 1 歳から 1 歳 6 カ月の子について 1 歳到達日の翌日から育児休業を取得する場合の規定を、次の第 8 号では、育児休業を任期の末日まで取得している会計年度任用職員が引き続き育児休業をする場合の規定を定めるものでございます。

次に、33 ページから 34 ページにかけてご覧ください。第 5 条の 3 育児休業をしている職員の期末手当等の支給の部分では、第 1 項で基準日以前の 6 カ月以内の文言の整理を行うものでございます。

次に、34 ページの第 7 条育児短時間勤務をすることができない職員の部分では、第 7 条中、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、第 1 号と第 2 号の規定を加えるもので、第 1 号では、会計年度任用職員を、第 2 号では、臨時的に任用される職員を規定するものでございます。

次に、第 14 条部分休業をすることができない職員の部分では、条例で定める職員は、次に掲げる職員とすることから、第 1 号では、育児短時間勤務の承認を取り消したが、過員が生じたため、育児短時間職員をしている職員の規定を、第 2 号では、第 2 号アとイのいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員は、部分休業をすることができない規定を定め、第 2 号アでは、任用されてから 1 年以上の会計年度任用職員を、第 2 号イでは、勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員の規定を、次に、34 ページから 35 ページにかけてご覧ください。第 16 条部分休業をしている職員の給料の取扱では、第 2 項として、部分休業の規定を加え、第 1 号では、地方公務員法の 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員、パートタイム会計年度任用職員について、

第2号では、地方公務員法22条の2第1項2号に掲げる職員、フルタイム会計年度任用職員について、それぞれ給与条例に基づき、勤務時間1時間あたりの報酬を規定するものがございます。

次に、36ページをご覧ください。第2条関係の改正となります。第2条育児休業をすることができない職員の部分では、第3号ア(イ)中、「特定職」を「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中、(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする改正でございます。

次に、第14条部分休業をすることができない職員の部分では、2号として規定を整理し、勤務日及び勤務日数ごとの勤務時間を考慮して、規程で定める会計年度任用職員以外は、部分休業ができない規定を改めるもので、次に、37ページをご覧ください。第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加えるもので、第18条妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等の部分では、第1項で、職員の妊娠出産を知った場合、育児休業の意向を確認しなければならない規定を、次の第2項で、育児休業の申出により不利益な扱いをしてはならない規定を定めるものがございます。

次に、第19条勤務環境の整備に関する措置の部分では、第1項任命権者は、育児休業規定の承認の請求が円滑に行われるよう、次の措置を講じなければならないとし、第1号では、職員に対する、育児休業に関わる研修の実施を、第2号では、育児休業に関する相談体制の整備を、第3号では、育児休業の取得しやすい勤務環境の整備に関する措置をそれぞれ定めるものがございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用するものとし、ただし、第2条関係の規定は、令和4年4月1日から施行するものがございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第7号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第13 議案第8号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 加藤 芳幸君 登壇]

○住民課長(加藤 芳幸君) それでは、タブレット38ページをお願いします。議案第8号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について提案のご説明をいたします。

提案理由でございますが、理由の欄に記載しております本広域連合を構成する東京都62区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定めるため、同法第291条の11の規定により関係区市町村議会の議決を求めるものでございます。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに改定され、令和4年度及び令和5年度の保険料につきましては、去る令和4年1月28日に開会されました令和4年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして可決されたものでございますが、内容といたしまして、保険料の増加抑制といたしまして令和2年度及び令和3年度と同様に、関係市町村の一般財源を投入して行う葬祭事業、保険料未収金補填などの特別対策の継続を区市町村からの負担金により支弁するため、2年間の時限措置として規約の附則として定めるものでございます。

規約改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。40ページの新旧対照表をお願いします。

附則第5項ですが、下線部分に変更部分となり、「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改めるものでございます。

次の41ページでは、4、関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め

る経費の表の支払審査手数料相当額から葬祭費相当額まで、区市町村の100%負担として令和4年度及び令和5年度の2年間、これまで同様に特別対策を実施するものです。

備考の3財政安定化基金拠出金相当額についての規定中、下線部分の「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改めるもので、この財政安定化基金拠出金につきましては、平成26年から割合を0%としておりますので、4の表では、負担割合100%とありますが、実質の負担はないということとなります。

次に、附則としまして、第1項では、施行期日をこの規約は、令和4年4月1日から施行するものとし、次のページ、第2項では、経過措置としまして、この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものです。これは、令和3年度以前の負担金が発生した場合に対応するための規定でございます。

以上で、議案第8号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第8号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第13 議案第8号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第14 議案第9号 町道路線の廃止について、日程第15 議案第10号 町道路線の認定について、以上2件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境整備課長。

〔環境整備課長 坂村 孝成君 登壇〕

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第 9 号 町道路線の廃止について及び議案第 10 号 町道路線の認定につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 9 号 町道路線の廃止について提案の説明をいたします。

提案の理由でございますが、終点の変更に伴い廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

タブレット 2 ページをお開き願います。町道路線の廃止について。道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、町道の路線を次のように廃止する。

- 1、路線名、その他町道川井神塚東線
- 2、起点、奥多摩町川井字神塚 204-1 から
- 3、終点、奥多摩町川井字神塚 213-1 まで
- 4、延長、87.04m

次に、1、路線名、その他町道竹の平中線

- 2、起点、奥多摩町小丹波字宮ノ下 481-3 から
- 3、終点、奥多摩町小丹波字竹ノ平 416-1 まで
- 4、延長、325.00m

次に、4 ページをお開き願います。町道路線廃止調書でございます。廃止路線の 2 路線は、記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開き願います。町道廃止路線の略図でございます。町道川井神塚東線につきましては、既存路線の延長計画に伴い、終点の変更により廃止となるものでございます。

次に、6 ページをお開き願います。町道竹の平中線につきましては、計画線形の変更に伴い、整備延長が変更となるため、終点の変更により廃止となるものでございます。

次に、議案第 10 号 町道路線の認定について提案の説明をいたします。

提案の理由でございますが、住民生活の利便を図るため町道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

タブレット 2 ページをお開き願います。町道路線の認定について。道路法（昭和 27 年法律第 180 号第 8 条第 1 項）の規定により町道として次のように認定する。

- 1、路線名、その他町道川井神塚東線
- 2、起点、奥多摩町川井字神塚 204-1 から

3、終点、奥多摩町川井字神塚 220-1 まで

4、延長、240m

次に、1、路線名、その他町道竹の平中線

2、起点、奥多摩町小丹波字宮ノ下 481-3 から

3、終点、奥多摩町小丹波字竹ノ平 461-1 まで

4、延長、125.00m

次に、1、路線名、その他町道古里小学校西循環線

2、起点、奥多摩町小丹波字南の原 103-8 から

3、終点、奥多摩町小丹波字南の原 97 まで

4、延長、61.55m

次に、4 ページをお開き願います。町道路線認定調書でございます。認定路線の3路線につきましても、記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開き願います。町道認定路線の略図でございます。町道川井神塚東線の認定箇所は、川井地内字神塚で、JR 青梅線の山側に位置する既存路線を延長し、沼沢線林道に接続する 240m 間について道路整備を計画するものでございます。

次に、6 ページをお開き願います。町道竹の平中線の認定箇所につきましては、小丹波地内、熊野神社下部に位置し、町道宮ノ下滝の平線と小丹波農道を結ぶ 125m 間について道路整備を計画するものでございます。

次に、7 ページをお開き願います。町道古里小学校西循環線の認定箇所は、小丹波地内、文化会館下部に位置し、平成 30 年度に整備いたしました町営若者住宅小丹波第 3 南ノ原の敷地内通路と町道古里小学校に支線を結ぶ 61.55m 間について道路整備を計画するものでございます。

以上で、議案第 9 号 町道路線の廃止について及び議案第 10 号 町道路線の認定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 9 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 9 号の質疑を終結します。

次に、議案第 10 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 10 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 9 号及び議案第 10 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 14 議案第 9 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 10 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 00 分から再開いたします。

午後 1 時 43 分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 16 議案第 11 号 奥多摩町福社会館の指定管理者の指定について、日程第 17 議案第 12 号 古里診療所の指定管理者の指定について、日程第 18 議案第 13 号 大沢国際釣場の指定管理者の指定について、日程第 19 議案第 14 号 丹縄亭の指定管理者の指定について、日程第 20 議案第 15 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿 ねねんぼう）の指定管理者の指定について、以上 5 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第 11 号から議案第 15 号までの 5 議案の指定管理者の指定につきましては提案理由が同一でございますので、一括してご説明をさせていた

できます。

提案の理由につきましては、5議案とも地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

これら5議案のうち、議案第11号から議案第14号までの4議案につきましては、いずれも指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことからお諮りするものでございます。

なお、指定の期間は、いずれも令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

はじめに、1ページをご覧ください。議案第11号 奥多摩町福祉会館の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会でございます。

次に、3ページをご覧ください。議案第12号 古里診療所の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、公益社団法人地域医療振興協会でございます。

次に、5ページをご覧ください。議案第13号 大沢国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、株式会社TOKYOトラウトカントリーでございます。

次に、7ページをご覧ください。議案第14号 丹縄亭の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、株式会社キャニオンズでございます。

ただいまご説明を申し上げました指定管理者候補者の概要につきましては、各議案書の次のページに別紙としてそれぞれ添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上の4議案につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定に基づき、去る1月28日に開催いたしました指定管理者選定委員会において現在の指定管理者は適任であると選定を行っております。

タブレット端末9ページをお開きください。続きまして、議案第15号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、先程の4議案と同様に、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、奥多摩町交流宿泊体験施設（やす

ら樹の宿ねねんぼう)でございます。

2、指定管理者となる団体は、株式会社ティーシーエイでございます。

3、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とするものです。

奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）につきましては、それまでの指定管理者から指定の取り消しの申し出があったため、令和3年2月2日開催の指定管理者選定委員会において審議をした結果、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条の規定により申し出を受理し、指定の取り消しを決定したところであります。その後、同条例第2条の規定により令和3年12月22日から令和4年1月18日まで同施設の募集を行いましたところ、2団体から応募がありました。

このため令和4年1月28日に開催しました奥多摩町指定管理者選定委員会におきまして同条例第4条の規定に基づき、この2団体の事業計画書、収支予算書など、厳正かつ客観的に審査し、候補者の選定作業を行いました。その結果、当該団体が施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成できると総合的に判断いたしまして、候補者として選定いたしました。

次に、指定管理者候補者の概要につきましてご説明させていただきます。別紙といたしまして次のページに概要がございますので、ご覧ください。

名称は、先程申し上げましたとおり、株式会社ティーシーエイでございます。

代表者は、代表取締役であります柿内裕一氏でございます。

所在地は、大阪市北区梅田2丁目4番9号でございます。

設立年月日は、昭和42年4月8日でございます。

従業員は50名でございます。

事業内容でございますが、ここでは9項目が記載されており、重立ったところで申し上げますと、2、国内及び海外の旅行に伴う旅程管理業務、4、旅行業法に基づく旅行業、6、ホテルその他の宿泊施設、飲食店、体育施設、文化施設等の運営・管理、7、労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業などとなっております。

以上が、指定管理者候補者の概要でございますが、株式会社ティーシーエイにつきましては、観光ツーリズムを中心に、単なる人材サービスの提供に終わるのではなく、営業支援、活動支援を提供するところまでを事業活動の中核と捉えて高い付加価値の提供を行い、お客様の頼れるパートナーとして、更なる進化を遂げる企業を目指すことを経営理念としております。

また、同社は、全国規模のネットワークで事業を行っており、様々な施設で自社運営、或いは指定管理者として管理・運営し、関係自治体等との連携実績も複数ございます。

今回施設の管理を希望するにあたっては、昭和 42 年設立以来、観光業界への人材ソリューションを中心とした営業支援を行っており、旅行事業者をはじめとした各種観光団体への営業支援はもちろん、これまでも全国の自治体と連携し、地方創生にも取り組んできたこと、また、長年培ったノウハウをもとに奥多摩町の広報活動、希少な環境保全に対する取り組みとティーシーエイが得意とする観光を切り口として、観光推進活動の一翼を担わせていただきたく応募したとの理由が示されております。

以上で、議案第 11 号 奥多摩町福祉会館の指定管理者の指定についてから議案第 15 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定管理者の指定についてまでの 5 議案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 11 号の質疑を終結します。

次に、議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありますか。5 番、木村議員。

○5 番（木村 圭君） 5 番、木村です。

この TOKYO トラウトカントリーは、利益は出ているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5 番、木村議員さんからのご質問にお答えいたします。

指定管理者候補であります株式会社 TOKYO トラウトカントリー、利益が出ているかどうかというお話でございます。

ここ 3 年程は、やはり 30 年度、令和元年度、大沢地区の崩落の影響により、かなり利用者数が秋口から落ちてしまったという状況で、通常であれば 900 人を超える利用者がありますが、令和元年度につきましては 700 人程に落ち込んでしまったという状況でございます。

ます。また、令和2年度、令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がやはり大きいということで、今、令和2年度までの実績しかございませんが、令和2年度で650人程度という落ち込みがございます。そんな中で従業員3名で運営しているわけでございます。釣場とレストラン・メイフライということで、レストランのほうの営業もしております。その中で事業継続の各種国、東京都、町の支援等もございまして、利益のほうは年度によって若干違いますけれども、大きな利益は出ておりませんが、何とか営業は継続できるというようなお話は聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。10番、宮野議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

ここのねねんぼう……

○議長（高橋 邦男君） ちょっと待ってください。今、13号だけ。

○10番（宮野 亨君） すいません。勘違いしました。ごめんなさい。失礼しました。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第13号の質疑を終結します。

次に、議案第14号の質疑を行います。質疑はありませんか。5番、木村議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

このキャニオンズも経営状況はどうでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、木村議員さんからの同様のご質問ということで、指定管理者候補の株式会社キャニオンズさん、こちらにつきまして、主には春から秋口まで、キャニオニング等を中心に事業を行っている事業者でございます。また、ここもレストランのほうを運営しておりまして、そちらのほうは冬も、今年度は、冬場休業しているところなんです、レストランのほうも運営しているという状況でございます。

こちらと同じく平成30年度には約3,000人のご利用があったということですが、令和元年度、こちら2,500人と若干落ち込んだところがありますが、令和2年、令和3年でやはりコロナの影響で2,000人を切るような利用者になっているという状況です。

こちらにつきましては、概要のほうにございますとおり、従業員数35人ということで、奥多摩だけではなくて、水上だとか草津のほうでも同様の事業を実施しているということ

で、そちら全体で考えると赤字にはなっていないという理解しております。

また、昨年度はかなり夏場とかにもキャニオニングだとか、お客さんがかなり来ておりましたので、冬場、今回営業を休業しておりますので、今年度はちょっとどうなるかというのはまだこれからの状況でございますが、撤退とかそういう形の営業状態ではないという理解はしております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

状況は分かるんですけど、たまにですけど、あそこの美術館の駐車場なんかかなりバスがとまったり、美術館のお客さんが停まれないような状況も見受けたんですけど、そこまで客があればかなり入っているのかなと。あと、それによる事業税ですとかそういうものはどんな状況なんでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） キャニオンズさんにつきましては、所在地がこちらに記載のとおり、群馬県のほうの水上町のほうになりますので、たしか奥多摩に事業所を置いていないと思いますので、奥多摩町のほうには事業税は入ってないと理解しております。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。7番、澤本議員。

○7番（澤本 幹男君） 今の木村議員に関連して、支店登記されていないと奥多摩町にお金が落ちないとちょっと魅力が少ないかなと思うんですけど、また今、木村議員の話でシーズンはお客さん来て使うべきなんですけど、駐車場で昨年、障害者の絵画展、絵があったときに行ったんですけども、駐車場が全部使われちゃっているんですよね。キャニオンズさんの大型バスとか全部。公で多くの人分かっているのに、悪いけど、我が物顔な感じでロープも張っちゃったりして、あくまで共同の駐車場であるということを認識されているのかなということちょっと思ったので、そういうところもし指導することがあればしていただければ。せっかく障害者の美術展で行ったのに全然置くところがなくて、本当に全部使うんじゃちょっと困るかなと思まして、一言言わせてもらいました。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 今、7番、澤本議員さんからお話がありましたので、このあたりにつきましては観光産業課のほうからも十分駐車場の利用について、隣のせせらぎの里美術館の展示の関係もございまして、駐車場の専用というか、そちらしないように注意はしていきたいと思ます。

○議長（高橋 邦男君） その他、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号の質疑を終結します。

次に、議案第15号の質疑を行います。質疑ありますか。10番、宮野議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野です。先程は失礼いたしました。

ねねんぼうのところは、前回借りるときに大幅な改修工事をしたと思うんですが、その状況で今、今度借りに来た業者さんがオーケーなのかどうか。附属の工事、坂登って、あそこ「でこぼこ」しているからアスファルトにしろとかそういう要望等はなければいいんですけど。

また、それと含めて、ねねんぼうさん、あそこの家賃だけの収益になるのかな。営業所が置かれなければ。という考えでいいのかどうか、ちょっとお伺いしたい。よろしく願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10番、宮野議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず1点目の平成30年度にねねんぼうの施設の改修工事ということで、委託費も含めまして3,000万円近くの改修を行ったという状況がございます。そんな中で今回の指定候補者が始めるにあたって改修等の要望があるかというようなお話でございます。

実際、まだ指定管理者候補を本日、議会のほうでご承認をいただいた後という状況でございますが、事前に現場を見たいということで、現場には2度ほど行っております。その中で見ていただいた感触といたしましては、桜ホテルズさんが辞めてそんなに経っていないという状況ですので、大きな改修の要望は出てきておりません。ただ、町のほうで毎年施設の点検のほうをやっているんですけども、誘導灯の電源の関係がちょっと故障して箇所が数カ所ありますので、そちらの改修のみで今回は大きな改修等は考えておりません。

ちょっと設備を動かしていない状況もございますので、稼働の運転をさせていただいて、若干補修の部分が出るかと思うんですが、大きな何千万という、そのような大きな改修は、町としては考えておりません。

次に、家賃だけの収入になるかというような状況でございます。こちらにつきましては今、別紙のほうの概要で所在地が大阪の所在地になっております。先日、社長さんと役員の方とご挨拶をさせていただいたときに、いつになるかちょっと分かりませんが、できれ

ば町のほうに事業所のほうを持ってこられればというようなお話もいただいているんですが、まだそこは確約というところではありませんが、なるべくそういった形でご検討いただきたいということでお話ししていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、道路工事とかそういう工事の入札は、たしか奥多摩に支店がないと入札に入れないんじゃないかというふうに聞いているんですけど、それと同じように、やはりこういう施設、町の中に造ったら町に税金が落ちるようにしたほうが、えらい得じゃないかと思うんですけど、その点どうですか。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんのご質問にお答えします。

入札の部分ということになりますけども、道路入札、建物なんかもあったりもしますが、必ずしも支店がなければ入札できないということではなくて、今、東京都電子自治体ということで、県外とかであっても町の入札に参加したいということであれば、それはできるという状況になっています。よろしく願いいたします。

今回の指定管理者の部分ということで、お金の面も含めて、例えば継続性の部分を含めてということでのご発言かと思いますので、基本的にその辺踏まえて、今、観光産業課長からもありましたので、できる限りそういった方向に町内に事業所を置いていただくような形で今後、努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ちょっとお伺いいたします。2団体の応募があったということなんですけれども、その選定の基準はどのようにされましたか。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

2団体応募があったという状況で、選定の基準というお話でございます。選定にあたりましては、奥多摩町指定管理者選定委員会の設置要綱ということで、副町長を委員長とする6名の委員で組織をしております。主に、委員は課長職になりますが、その中で選定基準というところでは、指定管理者制度導入基本方針というものがございまして、その中で候補者の選定について評価基準を定めて採点数の合計によって判断するというような状況

で、主には施設の住民の平等な利用が明確に示されているか、施設の効果を最大限に発揮する内容となっているか、適切な管理及び管理に係る経費の縮減が示されているか、管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を示しているか、地域の振興、活性化などに貢献できるものであるかというような基準がございまして、それぞれ委員の中で採点により判断をしているところでございます。

基準の中でも公平性、透明性という部分、また、効果性、効率性、安定性、安全性、貢献度というようなそれぞれの項目を設けております。今回、指定管理者の候補者となった株式会社ティーシーエイさんにつきましては、組織の安定性、団体の管理の実績等、先程企画財政課長から議案説明のほうでお話がありまして、そういったところはかなり評価をされたというところで選定候補者に選ばれたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 議員皆様から今いろんなご指摘、質問いただきましたけども、まさしくそのとおりということが一杯ございました。

特に、ほかの事業の提携と違って指定管理者でありますから、やはりできれば、できればというか、会社の1人でも奥多摩住民として登録していただいて、町民と一緒にこの町をつくっていくんだというやはり意欲を示していただかなければ、この指定管理者としてやっていただく意味がないと言っても過言ではないというふうに私自身も思っています。

ですから、そういうことも含めて、今回、これから5年のご提案でありますけれども、ご承認いただいた後であっても契約の課、それから担当の課がやはり定期的に事業の内容を見て、その意欲を引き出すようなことも、これはしていかなきゃいけない。ある季節によって事業を休むということは、やはりその時期に対しての営業努力がなされていないということになりますので、その辺も我々反省して、しっかりとその意欲を引き出さなきゃいけない、引き出すことが私達の仕事だと思っていますので、今ご質問いただいた内容を肝に銘じてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第15号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第11号から議案第15号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第16 議案第11号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第12号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第13号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第14号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第15号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(原島 滋隆君) それでは、朗読をいたします。

議請願第1号 令和4年3月3日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長高橋邦男。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第1回定例会。

請願・陳情文書表。番号、陳情第1号、受付年月日、令和4年2月3日、件名、「消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を働きかける国への意見書提出

を求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議案となっております陳情第1号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月7日となっておりますので、明日3月4日から6日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月4日から6日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、3月7日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員